令和９年４月１１日執行岡山県議会議員選挙臨時啓発事業
委　託　業　務　仕　様　書

１　趣旨

令和９年４月１１日執行の岡山県議会議員選挙（以下「岡山県議選」という。）は、これからの県政を委ねる県民の代表者を選ぶ極めて重要な選挙である。

今回の岡山県議選においては、投票率が低い若年層（１８歳～２９歳）を含めた幅広い世代の有権者の関心を喚起し、投票意欲を高め、投票率の向上を図る必要がある。

このため、テレビ・ラジオスポット、Ｗｅｂ広告の配信、新聞広告、ポスター等の主要な事業について、統一イメージ（デザイン・標語）を用いることや、統一的にデザインされた各種広報媒体や啓発資材による選挙情報等の周知や投票参加の呼びかけ等を行い、県内有権者に対し、訴求性のある効果的な啓発事業を行うものである。

原則、岡山県議選と同一の選挙期日となる岡山市議会議員選挙（以下「岡山市議選」という。）の啓発も、併せて実施するものである。

２　委託業務の内容

（１）選挙啓発統一イメージ（デザイン・標語）の作成

ポスター、テレビ・ラジオスポット、ＷＥＢ等に使用する啓発統一イメージ（デザイン・標語）の作成

（２）啓発ポスターの作成、掲出及び送付

①作成

次のとおり、４種類（２サイズ×２内容）を作成

紙質は、再生コート 4/6 判 135kg 再生古紙

（ⅰ）Ｂ２版タテ

・２，０００枚（岡山県議選のみを啓発するもの）

・１，７００枚（岡山市議選も岡山県議選に併記して啓発するもの）

（ⅱ）Ｂ３版ヨコ（車両、路線バス用）

・　　５００枚（岡山県議選のみを啓発するもの）

・１，０００枚（岡山市議選も岡山県議選に併記して啓発するもの）

②掲出

ＪＲ等の駅舎、ＪＲ等の車内、路線バスの車内（詳細は別紙①「啓発ポスター掲出予定一覧」を参照。）に掲出

③送付

別紙①の掲出先の他、岡山県庁、３県民局及び県内 15 市に送付（詳細は別紙②「令和９年４月県議会議員選挙啓発資材配布予定」を参照）

（３）各種啓発資材の作成及び送付

発注者が実施する街頭啓発や広報車巡回業務で使用する啓発資材のデザインを作成し、啓発資材作成後に発注者が指定する納期までに別紙③「各種啓発資材配布先一覧」に記載する配送先へ納品すること。

※岡山市以外への送付分については、岡山県議選のみの啓発内容とすること。

①街頭啓発配布資材（ポケットティッシュ）の作成及び配送

・数　　量：４２,５００個

・仕 様 等：別紙④ポケットティッシュ仕様書のとおり

②街頭啓発配布資材（ウェットティッシュ）の作成及び配送

・数　　量：１０,０００個

・仕 様 等：別紙⑤ウェットティッシュ仕様書のとおり

③街頭啓発用資材（のぼり）の作成及び配送

・数　　量：１６０枚

・仕 様 等：別紙⑥のぼり仕様書のとおり

（４）投票所来場カードの作成及び送付

ＳＮＳなどで「選挙に行ってきた！」というメッセージを発信・拡散してもらい、投票率向上を強力に誘発するような投票所来場カードを作成する。選挙に行った有権者に投票所で配布することを想定。投票所来場カード作成後に発注者が指定する納期までに別紙③「各種啓発資材配布先一覧」に記載する配送先へ納品すること。

※岡山市以外のみのため、岡山県議選のみの啓発内容とすること。

・数　　量：３０,０００枚

・仕 様 等：別紙⑦投票所来場カード仕様書のとおり

（５）テレビ・ラジオスポットの作成及び放送

①テレビ（１５秒スポット）：５局

放送局名	本　数	備　　考
ＲＳＫ山陽放送 岡山放送 西日本放送 瀬戸内海放送 テレビせとうち		・最も訴求効果があると考えられる時間帯を選定すること。 ・各局１０本以上とすること。 ・スポットは、静止画ではなく動きのあるものとすること。
合　計	５０本以上	

②ケーブルテレビ（１５秒スポット）

・ ケーブルテレビ１４社、１０日間で延べ１４０回以上とする

・ 動きのあるスポットが放送できない局については、静止画又は文字情報でもやむを得ないものとする。

・ 岡山市外のみで放送される局については、岡山県議選のみの啓発内容とすること。

・ 放送局ごとに投票時間の表記を異なるものとすること。

・ なお、手続については、一括して岡山県ケーブルテレビ振興協議会（事務局：岡山ネットワーク(株)　TEL：086-805-1231）と交渉すること。

③ラジオ（２０秒スポット）：２局

放送局名	本　数	備　　考
ＲＳＫ山陽放送 ＦＭ岡山		・各局１０本以上とすること。
合　計	２０本以上	

④放送期間

令和９年３月２９日～４月１１日（１１日は午後５時まで）

（６）新聞広告（半５段広告、モノクロ）の作成及び掲出

①掲載紙　　山陽新聞（朝刊）

②サイズ　　半５段（縦 16.8 ㎝×横 18.9 ㎝）

③掲載日等

（ⅰ）１回目　・令和９年３月下旬

・投票日、期日前投票や投票時間等の基本情報をベースに、選挙区をＰＲするもの

・岡山県議会議員選挙区図を入れること。
なお、岡山県議会議員選挙区図（PNG 及び PDF ファイル）を岡山県選挙管理委員会ホームページ
(http://www.pref.okayama.jp/page/399281.html)
から入手できるので、適宜活用すること。

（ⅱ）２回目　・令和９年４月９日又は同月１０日

・投票日、期日前投票や投票時間等の基本情報をベースに、直前に迫った投票日をＰＲするもの

・無投票になる選挙区がある可能性があることから、選挙区図は用いないこと。

（７）ＷＥＢ広告の配信

検索サイト、ＳＮＳ、動画共有サイト等でのＷｅｂ広告の配信を実施すること。

①配信対象：岡山県内在住の１８歳以上の有権者

②配信期間：令和９年３月２９日から４月１１日

③リンク先：発注者が指定する Web サイト（岡山県選挙管理委員会事務局ホームページ）
ただし、受注者で特設サイト等を設置することも差し支えない。

④そ の 他：アカウントが必要な場合は、原則受託者が作成すること。
発注者が提供するキャラクター（ももっち、めいすいくん等）のデータを利用することも可能とする。

提案にあたり、Web 広告の種類や広告タイプの選定等については、本事業の趣旨に鑑み、最大限の効果を発揮するよう適切かつ訴求力のある内容とし、下記の項目について示すこと。特に投票率が低い若年層（１８歳～２９歳）に訴求する内容とすること。

・Ｗｅｂ広告の種類（TVer、LINE、YouTube、Instagram 等）
・広告タイプ（画像広告や動画広告等）
・想定表示回数
・クリック数
・波及される影響等の効果

(広告内容の例)・若年層を対象としたターゲティング広告の併用　　など

（８）独自提案

上記（１）～（７）の他、啓発に効果的なものを提案すること。

ただし、岡山駅南地下道、岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ及び岡山駅路線バス時刻表『えきバス時刻表』のデジタルサイネージでの放映は岡山市選挙管理委員会において別途実施予定のため除くこと。

・投票したことによって経済的利益を得るなど、金銭や飲食物等のインセンティブを与えることで投票を促すような提案は行わないこと。
・特定の地区の有権者や一部の投票所に来場する有権者のみを対象としたイベントを実施する等、公平性に欠けた提案を行わないこと。
・確実に実施可能な啓発事業を提案すること。

３　経費の上限

１４，６０２千円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

・プランの作成に当たっては、令和８年度は２，５８７千円、
令和９年度は１２，０１５千円を経費上限として作成すること。
・啓発に係る費用を全て計上すること。

４　啓発物への記載事項

Ｗｅｂ広告、啓発資材等の啓発物には、次の選挙情報を必ず記載すること。

①投票日　「令和９年４月１１日（日）」

②投票時間　「午前７時～午後８時（一部地域を除く。）」

③選挙名称　「岡山県議会議員選挙」と表記すること。

・ 啓発ポスター（岡山県議選及び岡山市議選を啓発するもの）については、「岡山県議会議員選挙」及び「岡山市議会議員選挙」を併せて表記すること。
・ ケーブルテレビでのスポットＣＭについて、岡山市内のみで放送される局は、「岡山県議会議員選挙」及び「岡山市議会議員選挙」を併せて啓発を行うこと。

※表記について変更となる可能性があるため、別途発注者と協議すること。

④期日前投票　「当日、投票できない方は、期日前投票を利用してください。

【期日前投票ができる期間】

令和９年４月３日（土）～４月１０日（土）

投票時間：午前８時３０分～午後８時

（期日前投票所によって異なる場合もあります。）」

⑤作 成 者　「岡山県選挙管理委員会」

・ 表記は小さくすること。
・ 岡山県議選と岡山市議選を併記する啓発ポスターについては、「岡山市選挙管理委員会」も併せて表記すること。
・ ラジオスポットについては、盛り込まなくても構わない。

５　留意事項

- 岡山県議選及び岡山市議選の投票率を高めることを目的として、各啓発の全体的まとまり、統一的イメージの構成に努めること。
- 若年層をはじめとした各層に幅広く支持されるものとなるよう工夫すること。
- 制作する啓発物には、特定の候補者や政治団体を連想させず、政治的中立を保った表現とすること。また、人権侵害や差別問題等に配慮し、有権者に対して否定的な印象を抱かせない表現とすること。
- 制作する啓発物には、社名・商標等を記載しないこと。
- 採用した啓発プランについては、契約限度額の範囲内で、各事業間相互の全体的なまとまり、統一性を損なわない程度の内容変更を行うことがあること。
- 制作する啓発物については、選挙名、投票日、期日前投票等に関する選挙情報を正確、適切に記載すること。
- 本事業の実施経費は、契約限度額以内とし、見積書に本事業に係る経費を仕様書の記載に沿って、全て計上すること。
- 掲出や設置が必要な事業は、その設置や撤去の経費も含めて計上すること。
- 本事業の実施に必要とする機材等については、原則として受注者所有の機器を使用すること。なお、これによりがたい場合は、リースによる対応とすること。
- 本事業に係る啓発物及び著作権の全て（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属する。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- 本事業の実施にあたり、他者の著作権その他の権利が及ぶものは使用を避けること。また、これらについて使用する際には、権利者から事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行われない旨の許諾を得るものとすること。これらの権利等に関して、第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受注者の責任において対処すること。
- 作成した啓発物は、別途実施する啓発事業（晴れの国おかやまＴＶチャンネル、岡山駅南地下道、岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージでの放映等）に利用する場合があるため、発注者が指示する納期までにデータを提供すること。
- 特設サイト等の設置が必要な場合は、別途発注者の指示に従うこと。
- 契約期間中、他の国政選挙、地方選挙が行われる際には、業務を追加等し、変更契約又は別途随意契約を行う場合がある。
- 受注者は、本事業の進捗や経費について、随時、発注者に報告するとともに、協議を行い、効果的な実施に向けた調整を行うこと。
- 投票が行われない選挙区がある場合には、委託事業の内容及び委託金額を変更する可能性がある。
- 本仕様書に定めのない事項又は事業の実施に係る疑義については、発注者及び受注者双方の協議によること。

別紙①

啓発ポスター掲出予定一覧

区　　分	枚数	期間	サイズ	備考
ＪＲ各駅 （岡山市内の駅には岡山市選管が掲出予定のため除く。）	16	R9.3.29～ R9.4.11	B2	県議選単独版
ＪＲ各車両 （車両・中づり）	400		B3	併記版（県議選・市議選）
井原鉄道 （駅舎）	12		B2	県議選単独版
井原鉄道 （車両・中づり）	9		B3	県議選単独版
水島臨海鉄道株式会社 （駅舎、車両・中づりは倉敷市選管が掲出予定のため除く。）				
両備バス株式会社 （車両・まど上）	140	R9.3.29～ R9.4.11	B3	併記版（県議選・市議選）
備北バス株式会社 （車両・まど上）	46			県議選単独版
下津井電鉄株式会社 （車両・まど上）	60			併記版（県議選・市議選）
中鉄バス株式会社 （車両・まど上）	65			併記版（県議選・市議選）
株式会社井笠バスカンパニー （車両・まど上）	23			県議選単独版
計	771			

※各会社に直接納品すること

別紙②

令和9年4月 県議会議員選挙啓発資材配布予定

				ポスター（B2）縦		ポスター（B3）横		計
				県議選のみ	市議選併記	県議選のみ	市議選併記	
				（枚）	（枚）	（枚）	（枚）	
作成総数				2,000	1,700	500	1,000	5,200
駅・列車・バス		（各業者に直送）		28		78	665	771
県選管		700-8570	岡山市北区内山下２－４－６　岡山県選挙管理委員会	814	797	201	265	2,077
分局	備前分局	700-8604	岡山市北区弓之町６－１　備前県民局地域政策部総務課	15	3	22	20	60
分局	備中分局	710-8530	倉敷市羽島1083　備中県民局地域政策部総務課	77	0	47	0	124
分局	美作分局	708-8506	津山市山下53　美作県民局地域政策部総務課	34	0	5	0	39
市	岡山市	700-8544	岡山市北区大供１－１－１　岡山市選挙管理委員会		900		50	950
市	倉敷市	710-8565	倉敷市西中新田640　倉敷市選挙管理委員会	200		0		200
市	津山市	708-8501	津山市山北520　津山市選挙管理委員会	10		10		20
市	玉野市	706-8510	玉野市宇野１－27－１　玉野市選挙管理委員会	50		30		80
市	笠岡市	714-0081	笠岡市笠岡1872－19　笠岡市選挙管理委員会	150		0		150
市	井原市	715-8601	井原市井原町311－１　井原市選挙管理委員会	90		5		95
市	総社市	719-1192	総社市中央１－１－１　総社市選挙管理委員会	100		0		100
市	高梁市	716-8501	高梁市松原通2043　高梁市選挙管理委員会	20		20		40
市	新見市	718-8501	新見市新見310－３　新見市選挙管理委員会	50		0		50
市	備前市	705-8602	備前市東片上126　備前市選挙管理委員会	50		0		50
市	瀬戸内市	701-4292	瀬戸内市邑久町尾張300－１　瀬戸内市選挙管理委員会	50		10		60
市	赤磐市	709-0898	赤磐市下市344　赤磐市選挙管理委員会	200		10		210
市	真庭市	719-3292	真庭市久世2927－２　真庭市選挙管理委員会	50		50		100
市	美作市	707-8501	美作市美来１　美作市選挙管理委員会	12		12		24
市	浅口市	719-0295	浅口市鴨方町六条院中3050　浅口市選挙管理委員会	0		0		0

納品先一覧

【別紙③】

納品先		郵便番号	住所	電話番号	ポケット ティッシュ	ウェット ティッシュ	のぼり	投票所 来場カード	納期
本庁	岡山県県民生活部市町村課	700-8570	岡山市北区内山下２－４－６	086-226-7271	6,350	1,050	17	8,700	令和9年3月15日
県民局	岡山県備前県民局地域政策部総務課	700-8604	岡山市北区弓之町６－１	086-233-9800	1,500	1,200	8	1,500	令和9年3月15日
	岡山県備中県民局地域政策部総務課	710-8530	倉敷市羽島1083	086-434-7000	1,850	1,400	17	600	令和9年3月15日
	岡山県美作県民局地域政策部総務課	708-8506	津山市山下53	0868-23-1218	4,050	2,000	4	3,100	令和9年3月15日
市選管	岡山市選挙管理委員会	700-8544	岡山市北区大供１－１－１	086-803-1545	12,000	450	30	－	令和9年3月15日
	倉敷市選挙管理委員会	710-8565	倉敷市西中新田640	086-426-3875	500	300	0	100	令和9年3月15日
	津山市選挙管理委員会	708-8501	津山市山北520	0868-32-2143	50	0	6	2,200	令和9年3月15日
	玉野市選挙管理委員会	706-8510	玉野市宇野１－27－１	0863-32-5568	800	400	20	500	令和9年3月15日
	笠岡市選挙管理委員会	714-0081	笠岡市笠岡1872－19	0865-69-2164	3,000	1,000	10	4,000	令和9年3月15日
	井原市選挙管理委員会	715-8601	井原市井原町311－１	0866-62-9506	1,000	200	5	0	令和9年3月15日
	総社市選挙管理委員会	719-1192	総社市中央１－１－１	0866-92-8311	1,000	100	5	2,000	令和9年3月15日
	高梁市選挙管理委員会	716-8501	高梁市松原通2043	0866-21-0255	600	500	5	1,000	令和9年3月15日
	新見市選挙管理委員会	718-8501	新見市新見310－３	0867-72-6152	1,000	0	5	2,000	令和9年3月15日
	備前市選挙管理委員会	705-8602	備前市東片上126	0869-64-1838	2,000	0	5	400	令和9年3月15日
	瀬戸内市選挙管理委員会	701-4292	瀬戸内市邑久町尾張300－１	0869-22-0792	500	200	0	2,000	令和9年3月15日
	赤磐市選挙管理委員会	709-0898	赤磐市下市344	086-955-4782	3,000	400	5	0	令和9年3月15日
	真庭市選挙管理委員会	719-3292	真庭市久世2927－２	0867-42-1072	700	700	7	700	令和9年3月15日
	美作市選挙管理委員会	707-8501	美作市美来1	0868-72-0931	100	100	6	100	令和9年3月15日
	浅口市選挙管理委員会	719-0295	浅口市鴨方町六条院中3050	0865-44-7000	2,500	0	5	1,100	令和9年3月15日
合計					**42,500**	**10,000**	**160**	**30,000**	

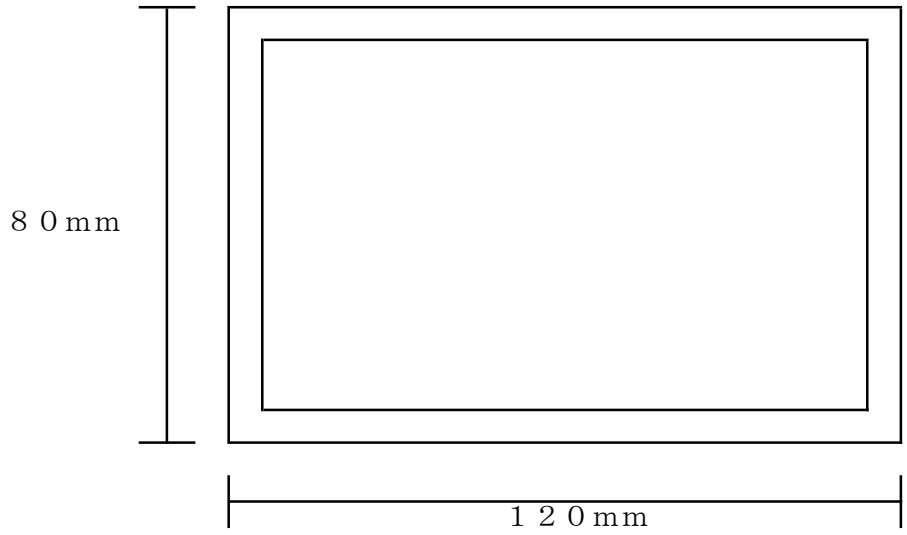
※納品や配送等に係る経費は見積に含め、受託者が負担すること。

（ポケットティッシュ仕様書）　　【別紙④】

１　数　　量　　４２，５００個（１箱５００個入段ボール×８５箱）

２　仕　　様　　【ティッシュ本体】
縦８０ｍｍ×横１２０ｍｍ
【ラベル】
縦７３ｍｍ×横１０４ｍｍ
・１００％再生紙使用
・８枚入り
・ラベルはカラー印刷とすること。

３　その他　　デザイン、色校正及び文字校正を１～２回程度行うこと。なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
段ボール箱に５００個入りで梱包を行い、梱包した段ボールの側面には、品名・数量を表示すること。

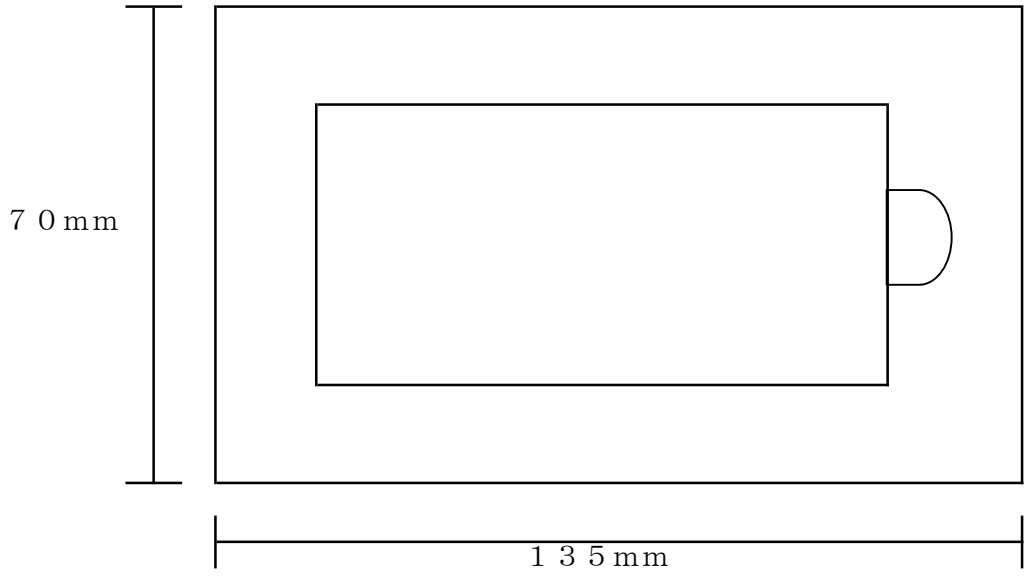


（ウェットティッシュ仕様書）　　【別紙⑤】

１　数　量　　１０，０００個（１箱２００個入段ボール×５０箱）

２　仕　様　　【ティッシュ本体】
縦７０ｍｍ×横１３５ｍｍ程度
【ラベルシール】
縦４０ｍｍ×横８０ｍｍ程度の印刷部分を最低限確保すること。
・不織布
・１０枚入
・アルコールタイプ
・ラベルはカラー印刷とすること。

３　その他　　デザイン、色校正及び文字校正を１～２回程度行うこと。なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
段ボール箱に２００個入りで梱包を行い、梱包した段ボールの側面には、品名・数量を表示すること。

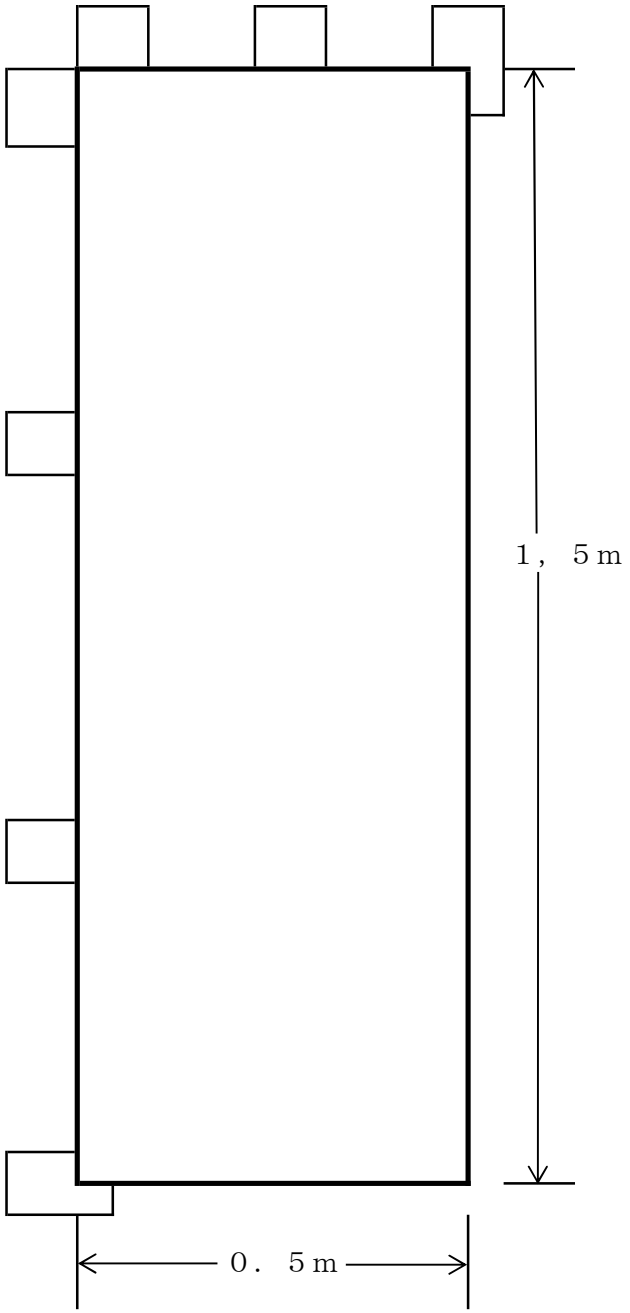


（のぼり仕様書）　　【別紙⑥】

１　数　量　　１６０本

２　仕　様　　高さ１．５メートル×横幅５０ｃｍ（チチ：上３ケ所、サイド４ケ所）
テトロポンジや再生 PET ポリエステル生地
※その他、選挙期間中の屋外での使用（１０回程度）に耐えられる生地であれば提案可能とする。
片面にのみデザインを印刷すること。

３　その他　　のぼりに使用するポールや土台は不要。
デザイン、色校正及び文字校正を１～２回程度行うこと。なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
梱包した段ボールの側面には、品名・数量を表示すること。



（投票所来場カード仕様書）　　【別紙⑦】

１　数　　量　　３０，０００枚（１包１００枚入×３００包）

２　仕　　様　　【カード本体】
縦８０ｍｍ×横５０ｍｍ
・１００％再生紙使用
・カラー印刷とすること。

３　その他　　デザイン、色校正及び文字校正を１～２回程度行うこと。なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
段ボール箱に１００枚入りで梱包を行い、梱包した段ボールの側面には、品名・数量を表示すること。

